

令和2年4月28日

生徒・保護者の皆様 様

県立宝塚北高等学校長

臨時休業期間の延長について（令和2年4月28日時点）

このことについて、県教育委員会から4月28日付け「新型コロナウイルス感染症による県立学校の臨時休業期間の延長について」の通知がありました。

ついては、この通知に従い、本校として下記の通り取り扱います。

今後も国や県が発信する情報に注意しながら取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

記

- 1 臨時休業を5月31日（日）まで延長します。
- 2 臨時休業期間中は、登校可能日の設定は行いません。
- 3 感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 引き続き、不要不急の外出を控えてください。
 - (2) 臨時休業期間中に、発熱等の症状があり受診した場合は、学校に連絡してください。
 - (3) 規則正しい生活、適度な運動、バランスのとれた食事等に心がけ、健康管理に努めて下さい。
- 4 今後の学習支援や状況の変化がある場合には、このHPでお知らせします。